

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
日本学生支援機構東京国際交流館エレベーター修繕工事 東京都江東区青海2-2-1 R4.5.12～R4.10.31 電気工事	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R4.5.11	東芝エレベーター株式会社 東京支社 東京都品川区大井1-28-1 住友不動産大井駅前ビル 3階	5010701006785	本件は、東京国際交流館の既存の昇降機設備について、点検の結果、指摘を受けた油圧ポンプ、メインロープ等の交換を実施する工事であり、既設の装置と改修によって更新される装置が密接不可分の関係にある。 工事を実施するためには既設部分の構造等を熟知している必要があるほか、平成26年12月19日付文部科学省事務連絡「エレベーター工事における入札・契約手続の留意事項について」における随意契約を検討する場合の「準撤去改修」に該当するので、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に基づき、随意契約を締結するもの。	-	8,800,000	-				競争性のない随意契約	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。